



「いつもありがとう」

その一言のため、**全力**で



大宮町信用組合 (駅前通り)
昭和8年7月 業務取扱開始



大宮町信用組合 (大宮町大宮)
昭和10年10月 新築移転



前 富士宮信用金庫本店
昭和55年4月 現地移転



理事長 伊藤 寿文

ごあいさつ

平素は、私ども富士宮信用金庫をご支援、ご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。本年もみなさまに当金庫についてのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営理念に基づくビジョンや業績・経営状態に加え、事業内容、地域とお客さまへの取組状況などをわかりやすく紹介しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

厳しかったコロナ禍も、その感染法上の位置づけが5類となり、人々の生活や行動に新たなスタイルが生まれてきました。当地区においても富士山の持つ国際的な知名度や文化的な価値の恵みを活かし、インバウンドを始めとした人流が回復しつつあります。

その一方、「少子化」、「高齢化」、「人口減少」の急激な進行は当地区にあっても例外ではありません。現在、官民一体で人口減少社会への対応や更なる産業基盤の強化に向け企業誘致に取り組んでおり、当金庫も富士宮市、富士宮商工会議所、芝川商工会の4者の組織連携による総合相談窓口、「ビジネスコネクつじのみや」を開設し、共に支援に取り組んでまいりました。

当金庫は引き続き、これらの活動を通じて地域産業の活性化や雇用の場を確保し、優良企業の新規進出、地域事業者の事業拡大等、多面的支援により、新たな「しごと」を創り出すことや、またそれに魅了されて「ひと」が集まるための施策を推進していきます。

そのためにも「地域密着型金融の推進」をビジネスモデルとして明確に位置付け、厳しい収益環境の下で効率的な業務体制の構築に努めながら、当金庫が保有する経営資源の強化とさらなる活力を喚起していきます。また自己変革に取り組む、伝統的な業務領域に捉われずに社会的変化へ最大限適応を図ってまいります。

これからも富士宮信用金庫は「経営理念」と「3つのビジョン/地域目線からの取組み/顧客目線からの取組み/金庫目線からの取組み」の実践・実現を通して、会員、お客さま、そして職員をはじめとする地域のすべての人々の成長と幸せを実現することを目指し、地域と共に自らも不確実性に立ち向かえるしなやかな強靱性を備えた組織を創ってまいります。

信用金庫が地域を支え、地域を明るく元気にするという覚悟をもって今後も地域社会の更なる負託に応え、揺るぎない信頼を確立するためにも役職員が一丸となり、地域のみなさまの笑顔の実現に向けて、時代の変化を恐れることなく全力投球してまいりますので引き続き、一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

経営理念

地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます

1. 私たちは、地域金融機関として、心のこもったサービスを提供し地元の繁栄に貢献します。
2. 私たちは、健全経営を基本として自己資本の充実につとめ、社会的責任を遂行します。
3. 私たちは、創造的で夢と感動のある職場をつくり、お客さまの信頼に応えます。

平成5年4月1日制定

ビジョン (将来像)

あなたにとって、いちばんの“みやしん”へ
「いつもありがとう」その一言のため、全力で

地域目線

私たちは、
地域に貢献できることに
使命と誇り、喜びを感じ、
みなさまの要望に
全力で取り組みます。

顧客目線

私たちは、
お客さまに寄り添うことで、
夢と希望を叶えるお手伝いを
全力で行います。

金庫目線

私たちは、
役職員を家族と考え、
愛情のある働きやすい職場を
全力でつくります。

令和5年2月17日制定

ビジョン委員会は、新たに制定した当金庫の未来に向けた「ビジョン」の実現に向け、職員がより働きやすい職場環境を創造するため「職場風土の改革」を念頭に置き、職員自らが把握する金庫運営上の課題解決等に向けた議論を通じて、「職員の声」を経営陣に届けることを目的として活動しています。

運営委員は、年齢30代以下の職員から公募し、7名（定員10名以内）の職員が選任され、委員会を毎月定期開催し、以下の事項について話し合っています。

- (1) 業務運営上の課題として考えられる事項への改善提案、役員への進言
- (2) 当金庫のビジョンの周知・浸透度合いの把握・検証、および改正の検討
- (3) 主体性のある職員の育成、風通しの良い職場風土醸成に関する検討



CONTENTS

経営理念、ビジョン	2	主要な業務の内容	11
みやしんと地域社会、業績のご報告	3	中小企業の経営支援と地域活性化のための取組みについて	15
コンプライアンス態勢	5	当金庫の概要	21
リスク管理態勢	6	当金庫の沿革	22
お客さま保護に向けた取組み	7	総代会制度について	23

みやしんと地域社会 ～創ります“夢あるあした”～

当金庫の地域活性化への取組みについて

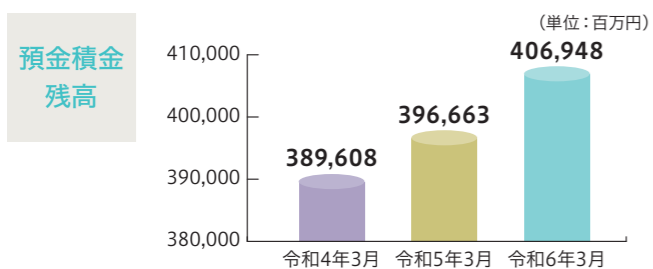
当金庫は、岳南地域（富士宮市・富士市）を主な営業区域とし、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

昭和8年創業以来地域金融機関として、信用金庫の経営理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な預金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

お客さまの預金について

預金積金残高 **4,069億48百万円**

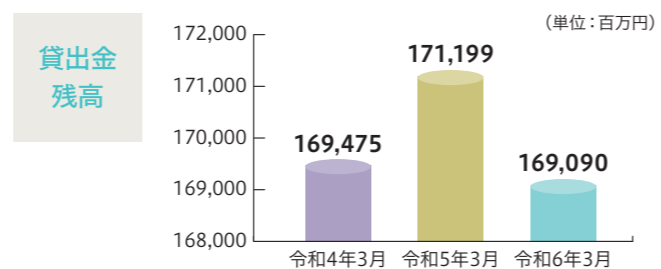
地域の「信頼の証」である預金の増加に取組み、創立以来初の4,000億円を達成しました。



地域のお客さまへのご融資について

貸出金残高 **1,690億90百万円**

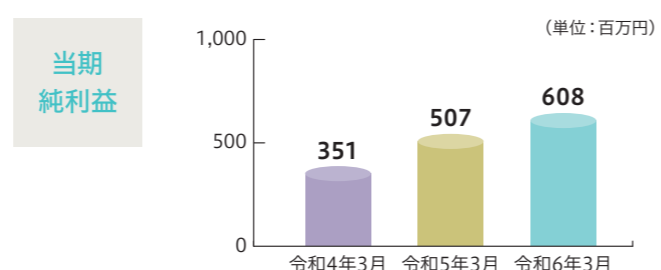
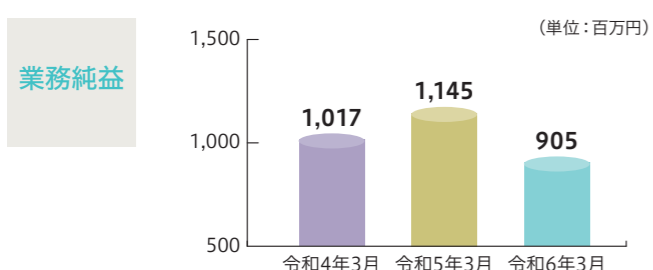
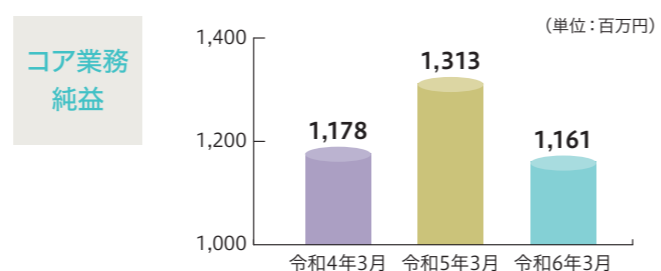
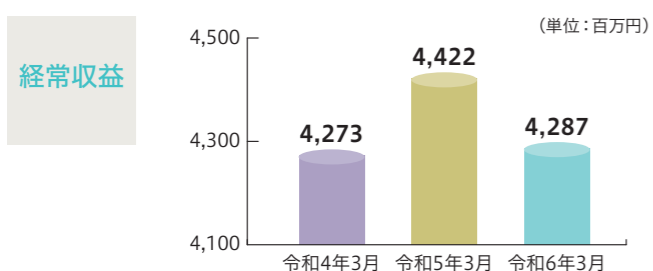
継続的な伴走支援と、円滑な資金供給に努めました。預金積金に占める貸出金の割合は41.55%です。



令和5年度の決算について

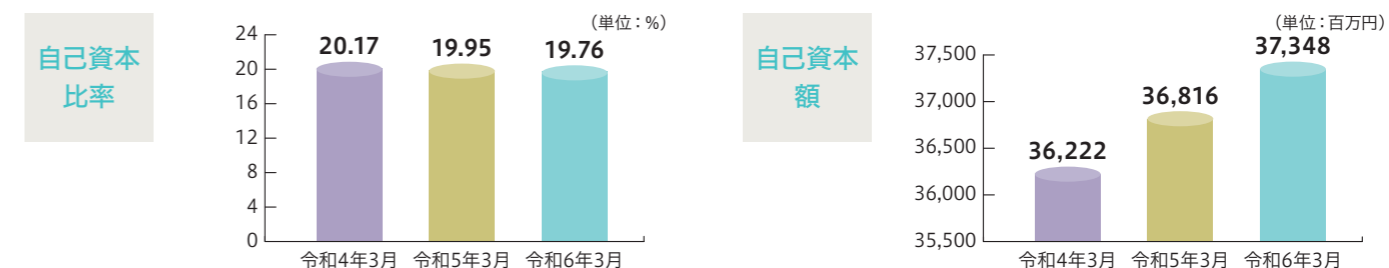
当期の経常収益は、その他の業務収益が前期比22百万円増加したものの、資金運用収益が1億29百万円減少し、42億87百万円となりました。一方、経常費用は、その他経常費用が2億9百万円減少したものの、その他の業務費用が2億28百万円増加し、34億63百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億81百万円減少し8億24百万円、当期純利益は前期比100百万円増加し6億8百万円となりました。

当金庫は地域経済を活性化させ地域社会を持続可能なものとしていくために取引先企業の資金繰り支援に重点を置くとともに、事業回復のための経営改善、事業承継支援への取組みを一段と強化することでその役割を果たしてまいります。



自己資本の推移について

「自己資本比率」は、金融機関の健全性を示す重要な指標です。令和6年3月末の「みやしん」の自己資本比率は19.76%と国内業務を行う金融機関に課せられた基準である4%を大幅に超えており、財務の健全性・安全性は引き続き高い水準を維持しています。「みやしん」の自己資本比率が充実しているのは、業容を拡大していく過程で利益を将来のために、地道に積み上げた結果によるものです。



ご融資以外の運用について

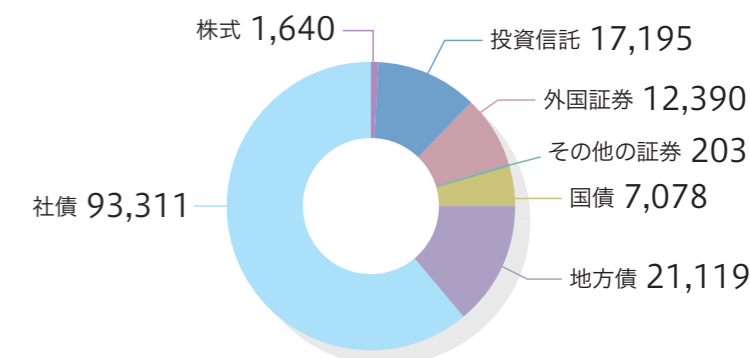
有価証券残高

1,529億39百万円

預金積金に占める有価証券の割合

37.58%

有価証券残高構成



当金庫はお客さまの預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っています。なお、有価証券の運用については、安全性第一を心掛けています。

主要な経営指標の推移 (直近5事業年度)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	4,057	4,618	4,273	4,422	4,287
経常利益	778	877	474	1,005	824
当期純利益	597	543	351	507	608
出資総額	679	686	694	692	684
出資総口数	13,595	13,725	13,899	13,848	13,698
純資産額	35,126	36,039	34,806	31,442	32,301
総資産額	384,870	414,060	426,992	430,576	441,618
預金積金残高	346,561	375,065	389,608	396,663	406,948
貸出金残高	138,746	158,887	169,475	171,199	169,090
有価証券残高	142,398	142,173	154,444	149,323	152,939
単体自己資本比率	22.34	21.59	20.17	19.95	19.76
出資に対する配当金 (千円)	13,427	13,614	13,733	13,751	13,681
(出資1口あたり) (円)	1	1	1	1	1
役員数	13	13	12	12	12
(うち常勤役員数)	8	8	7	7	7
職員数	249	251	254	253	246
会員数	18,370	18,741	19,155	19,301	19,047

コンプライアンス態勢

1. 基本方針

富士宮信用金庫は、地域金融機関として揺るぎない信頼を得るため、「コンプライアンス」を経営の最重要課題と位置付け、役職員一人ひとりが業務の健全性と適切性を確保するため高い倫理観と使命感を持ってコンプライアンスを実践します。

2. 行動基準

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

富士宮信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令等やルールの厳格な遵守)

あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取り組み)

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

富士宮信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

3. コンプライアンス通報制度

(通報者および相談者)

通報窓口・相談窓口の利用者は、当金庫の役職員等（金庫役職員・パート職員・派遣社員・退職者（退職後1年未満）等）および当金庫の取引事業者の従業員（退職後1年未満）が、役職員の違法・不正・トラブル等を発見した場合、通報受付窓口へ直接通報することができます。

(注)当金庫の取引事業者の従業員とは、当金庫の事業を請負・委託契約等に基づいて行う他の事業者の従業員をいう。

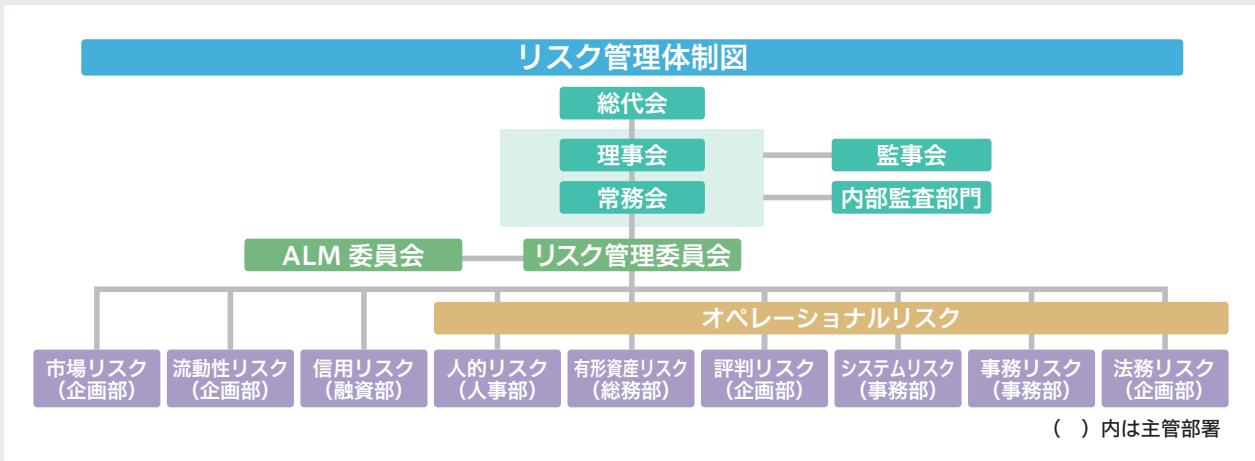
リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク区分毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことです。

リスク管理体制

金融機関をとりまくリスク（さまざまな要因によって、経営に予期せぬ損失を与える危険性）は、急速に高度化・複雑化しています。当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけたうえで、経営に関するすべてのリスクを総体的に捉え、適切なリスク・コントロールを行い経営基盤を強固なものとするため、「統合的リスク管理態勢」の強化を図っております。管理すべきリスクは各々の担当部署が適切に管理するほか、各々のリスクを統合的に管理するリスク管理課を企画部内に設置し、組織横断的にリスク管理の調整を行い、「リスク管理の基本方針」を定めています。また、管理担当部署（委員会）や管理手法を定めた「管理規程」をリスクごとに策定し、定期的な分析により各リスクを把握・管理するとともに、理事長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、重要事項は理事会への付議・報告を行うなど、金庫全体としてリスクを制御するよう努めております。



主なリスク管理について

● 信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出金および利息が回収不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。また、実務研修の実施や、財務分析システム、企業信用格付の活用など、貸出審査能力の向上を図っております。

● 市場リスク管理

市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券等）・負債（預金等）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動がもたらす「価格変動リスク」等により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、市場の変化による収益等への影響について予測・分析を行い、リスク全体を経営体力に見合った範囲内にコントロールするよう努めており、今後ともより健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

● 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱などのために資金調達や資金繰りが難しくなることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、流動性・健全性の確保を重視した市場運用を行う

とともに、支払準備の充実に努め、日々の安定的な資金繰り態勢を構築しております。また、不測の事態が発生した場合の資金対応についても、あらかじめ手順を定め、迅速かつ適切に対応できるよう備えております。

● オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクには、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」等があります。

「事務リスク」とは、役職員による事務上のミスや事故・不正等により損害を被るリスクであり、当金庫では発生を未然に防ぐために事務指導の徹底を図るとともに内部牽制機能の強化等に努めています。また、監査部の実施する定期的な監査により事故防止のための対策を講じています。

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用などによって損害を被るリスクであり、当金庫では、主要な業務について信用金庫業界が設立したしんぎん共同センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理は万全の体制で対応しています。

「法務リスク」とは、金融機関の業務・経営に係る法令・内規等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、金融機関の信用失墜を招くなどの損失を被るリスクであり、当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化を図り、より高度な倫理観の確立に取り組んでいます。

お客さま保護に向けた取組み

顧客保護等管理方針

わたしたち富士宮信用金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融機関としての活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまの信頼確保に努めつつ、説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明およびリスク説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見やご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適切かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや、お客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を適切に行ってまいります。

※本方針において「お客さま」とは「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

サイバーセキュリティ取組方針

富士宮信用金庫は、サイバーセキュリティへの取組みが重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し対策を進めます。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

富士宮信用金庫では、経営理念である「地域の成長と前進を求

め みなさまと共に歩みます」の実践に向け、お客さま本位の業務運営を実現すべく、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定いたしました。

「お客さま本位の業務運営」の取組状況を定期的に公表し、企業文化として定着するよう努めてまいります。

1. 〈お客さまの最善の利益の追求〉
お客さまの投資目的、ライフプラン、資産状況を把握した上で、お客さまの最善の利益となる商品・サービスの提案に努めます。
2. 〈利益相反の適切な管理〉
取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように、利益相反の懸念がある場合には、適切に管理します。
3. 〈手数料等の明確化〉
お客さまに負担していただく手数料等費用の詳細について、適切な資料に基づき、提供するサービスの内容とともに説明します。
4. 〈お客さまへの重要な情報の分かりやすい提供〉
金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの投資判断に必要な商品のリスクとリターンとの関係やご案内する商品・サービスの選定理由等の重要な情報の提供を行うとともに、分かりやすい丁寧な説明に努めます。
5. 〈お客さまにふさわしいサービスの提供〉
お客さまの金融知識や投資経験、購入等の目的、資産状況等を総合的に勘案して、お客さまのニーズにあった適切な金融商品をお客さまに理解していただける形で提案するよう努めます。
6. 〈職員に対する適切な動機づけの仕組み〉
質の高い金融サービスを提供するため職員研修の充実に努め、お客さま本位の取組みを企業文化として定着させるよう、職員への教育の徹底に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども富士宮信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策への取組みについて

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策は、わが国および国際社会が取り組まなければならない喫緊の課題でありその重要性が高まっております。

当金庫はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策ポリシー」を制定しております。

また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策の態勢整備・強化のため「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策委員会」を設置し、当金庫の取引が犯罪に利用されないようルールの見直しや対策の実効性向上に努めております。

ご預金の契約時や、入出金、送金取引等の際、お取引理由や資金源資についてお客さまにお尋ねしたり、各種確認書類の提示などをお願いすることがございますが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策の取組みの重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

■お客さま情報の定期的な確認についてのご協力をお願いします

お客さまが金融犯罪に巻き込まれないように、また、早急なご連絡が必要な際の連絡先の把握等のために、当金庫では「お客さま情報に関する確認」を実施しております。

実施方法は、既にお取引いただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報（生年月日、ご連絡先、ご職業、お取引目的等）を確認させていただき手続きをお願いするご案内のハガキを順次郵送させていただきます。

お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答方法は、QRコードによる回答のほか、お電話、お取引窓口でのお手続きも可能ですのでご不明な点がございましたら、お取引の営業店またはハガキ記載の連絡先までお問い合わせください。



マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与並びに拡散金融対策ポリシー

富士宮信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与

並びに拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、およびリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

当金庫におけるマネロン等対策の主管部は事務部とし、関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン等対策に取り組まします。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定したマネロン等のリスクを自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時および顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁および資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえて、継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客からの理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組まします。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

- ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ⑤ その他の方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

富士宮信用金庫 業務部営業企画課

住 所:〒418-8686 静岡県富士宮市元城町31-15

電話番号:0544-23-3117 FAX:0544-23-6222

Eメール:privacy@miyashin.co.jp

富士宮信用金庫における金融ADRへの取組み

当金庫は、お客さまからの問い合わせ・相談・要望・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または企画部リスク管理課で受け付けています。

苦情処理措置

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

富士宮信用金庫 企画部 リスク管理課

住 所	〒418-8686 富士宮市元城町31-15
電話番号	0544-23-3145
受付時間	9:00～17:00(信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、Eメール(webmaster@miyashin.co.jp)

紛争解決措置等

1. 当金庫は紛争解決のため、当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記企画部リスク管理課にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

2. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会および静岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を

図ることも可能ですので、企画部リスク管理課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

名称	東京弁護士会紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00

名称	第一東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

名称	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

名称	静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
住所	〒410-0832 静岡県沼津市御幸町24-6
電話番号	055-931-1848
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

中小企業の経営改善への取組み

取組方針について

当金庫では、地域の中小企業への経営支援について、必要な資金を安定的に供給するとともに、経営課題を十分に把握したうえで、お客さま個々の事情について柔軟に対応した経営改善支援に取り組む方針であり、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの立場に立った真摯な対応に努めています。

態勢整備について

当金庫では、お客さま相談部顧客支援課と営業店が連携して地域の中小企業への経営支援に取り組んでいます。お客さま相談部顧客支援課には営業店店長経験者を配し、営業店の活動フォローを行っているほか、外部支援機関の専門家・アドバイザーの利用に係る窓口、静岡県中小企業活性化協議会、静岡県事業承継・引継ぎ支援センタースタッフとの定期的な意見交換・情報交換など、効果的な経営支援活動が行えるよう態勢を整備しています。

取組内容

● 創業・新規事業開拓へのご支援

当金庫は、地域における創業や中小企業の新規事業進出のために、各種ローンをご用意しています。また、地域の商工団体と連携してお客さまの事業計画策定のご支援に取り組んでいます。

● 成長段階におけるご支援

当金庫は「中小企業経営力強化支援法」に基づく認定支援機関として、各種補助金申請に関するご相談、販路拡大に関するご相談など中小企業からのさまざまなご相談に対応しています。

● 経営改善・事業再生・業種転換等のご支援

経営改善・事業再生支援等の取組みに関して、当金庫は「経営支援先」を選定し重点的な経営支援活動を行うなど、お客さま個々の事情に対応した機動的な経営改善支援活動を行っています。具体的な支援メニューとしては、創業支援、事業計画書策定支援、経営改善活動支援、事業再生支援、外部支援機関利用支援（静岡県中小企業活性化協議会、（公財）静岡県産業振興財団による専門家派遣事業等）、ビジネスマッチング支援等が挙げられます。

また、「しずおか中小企業支援ネットワーク」に参画することで、これらの活動の実効性向上に努めているほか、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に関する相談を適宜行っています。

中小企業の経営改善および地域の活性化のための取組状況

事業承継支援のための職員向けセミナーを実施しました

中小企業にとって、円滑な事業承継は重要な課題であり、後継者のいない企業にあってはM&Aが第三者への事業承継の手段として、また、事業拡大等を目指す企業にあっては、事業発展の手段として注目されています。

そこで、事業承継支援およびM&Aに対するニーズに応え、積極的な対応を行っていくため、M&A仲介会社（名南M&A株式会社・ジャパンM&Aソリューション株式会社）と業務提携をいたしました。

併せて、支店長を対象に事業承継に必要な知識とスキルを身に付け、お客さまの円滑な承継の手助けを行うための勉強会を実施いたしました。

また、各店舗で職員向けに個別相談会を開催することで、職員のスキルアップおよび意識向上にも注力しております。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	733件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	25.76%
保証契約を解除した件数	88件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに 限る）	0件

主要な業務の内容

主要な業務の内容

① 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金等を取り扱っております。

② 貸出金業務

1. 貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
2. 手形の割引 商業手形の割引を取り扱っております。
3. でんさい割引 電子記録債権の割引を取り扱っております。

③ 内国為替業務

振込、代金取立等を取り扱っております。

④ 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、株式、その他証券に投資しております。

⑤ 付帯業務

1. 代理業務
 1. 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
 2. 地方公共団体の公金取扱業務
 3. 信金中央金庫等の代理店業務
 4. 株式払込金の受入代理店業務および株式配当金の支払代理業務
 5. 信託契約代理業務
2. 貸金庫業務
3. 債務の保証
4. 公共債の引受
5. 国債等公共債および投資信託の窓口販売
6. 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）
7. 電子債権記録業に係る業務

サービス・証券・保険業務

サービス業務

種 類	特 色
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
口 座 振 替 サ ー ビ ス	電気料・電話料等の公共料金や各種税金などをご指定の預金口座（普通預金・当座預金）から自動的にお支払いします。
年 金 等 自 動 受 取 サ ー ビ ス	厚生年金・国民年金・共済組合金年・株式配当金などがお受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
A T M 振 込 サ ー ビ ス	ATMにより全国の金融機関へお振込みができます。また、他行庫のキャッシュカードでもご利用できます。同じ振込先へ繰り返しお振込みになる場合には「振込カード」をご利用いただければ更に便利です。なお、ICキャッシュカード内には10件までの振込先を登録することができます。
インターネットバンキング (WEB-FB・WEBバンキング)	パソコンから「振込・振替・残高照会・入出金明細照会」および各種公共料金等の収納サービス「ペイジー」がご利用できるサービスです。個人のお客さま向けのWEBバンキングではスマートフォンからもご利用いただけます。法人・事業者さま向けのWEB-FBでは「総合振込・給与振込・口座振替」のサービスもご利用いただけます。
Pay-easy口座振替 受 付 サ ー ビ ス	提携企業の窓口端末あるいはモバイル端末で、ご利用中の普通預金のキャッシュカードを使用して口座振替のご契約ができる便利なサービスです。書類の記入や印鑑をご用意いただく必要がありません。
ネ ッ ト 口 座 振 替 受 付 サ ー ビ ス	パソコンや携帯電話・スマートフォンより、提携企業のインターネットサイトから口座振替のご契約をお申し込みいただけます。キャッシュカード発行済みの普通預金口座をお持ちの個人のお客さまであれば、書類の記入や印鑑なしで口座振替の手続きを行える便利なサービスです。

証券業務

窓口販売業務	特 色
投 資 信 託 の 窓 口 販 売 業 務	投資信託窓口販売業務を行っております。 NISA（少額投資非課税制度）口座のお取り扱いをしております。
国 債 の 窓 口 販 売 業 務	個人向け国債のお取り扱いをしております。

保険業務

窓口販売業	特 色
生 命 保 険 の 窓 口 販 売 業 務	個人年金保険、がん保険、医療保険、介護保険のお取り扱いをしております。
損 害 保 険 の 窓 口 販 売 業 務	住宅ローンご利用者を対象とした住宅用火災保険と債務返済保険のお取り扱いをしております。 万一の「ケガ」での入院・通院に備える標準傷害保険のお取り扱いをしております。

SDGs への取組み

富士山SDGsの推進に向けた包括連携に関する協定書に基づく「富士山SDGs推進パートナー宣言書」を公表いたしました。



令和4年5月20日、富士宮市・富士宮商工会議所・芝川商工会・東京海上日動火災保険(株)・当金庫の5団体において「富士山SDGsの推進に向けた包括連携に関する協定書」を締結いたしました。その枠組みの中で、富士宮市のSDGs普及促進に向けた取組みに賛同した事業者・団体等が、「富士山SDGs推進パートナー制度」に加盟、各々が「富士山SDGs推進パートナー宣言書」を策定しております。これは各事業者が取り組むSDGsの目標を掲げたもので、1年毎の取組結果や進捗状況を報告し、「2030年のあるべき姿（中長期的な目標）」の実現を目指したもので、当金庫もパートナー企業として宣言書を公表いたしました。

取組内容

アイコン	内容	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困をなくそう ・つくる責任つかう責任 	<p>国際協力機構（JICA）などが発行する債券、（社会貢献債/ソーシャルボンド）への投資によって日本に限らず世界の社会開発事業に貢献する。</p> <p>食品を廃棄せず寄付することで食品ロス減少に寄与する。また生活が困窮している方への支援も兼ねて実施していく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等を実現しよう ・働きがいも経済成長も 	<p>性別や国籍などを問わず、職員が自分の個性を発揮して働ける職場環境を整備していく。</p> <p>ワークライフバランスを実現するために、業務の効率化に取り組み、労働環境を改善することで残業削減や有給休暇の取得率を向上させる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・海の豊かさを守ろう ・陸の豊かさを守ろう 	<p>植物由来樹脂セルロースファイバーを51%以上含有する環境配慮型のカルトン（現金トレー）の採用実績を皮切りに、証書入などのプラスチック利用削減に取り組んでいく。</p> <p>電力債を含む社債等のうち、二酸化炭素排出量削減のための資金調達に係るトランジションボンド、グリーンボンドに投資することで低炭素社会に移行（トランジション）するためのプロジェクトに参画する。</p>

健康経営優良法人

令和6年3月11日、日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）」の認定を受けました。

経営理念「地域の成長と前進を求めみなさまと共に歩みます」の実現のためには、従業員が健康的で働きやすい環境が不可欠です。従業員の活力や働きがいや、満足度の向上を目指し、継続して職場環境を整備してまいります。



LIFE EVENT & PLANNING

みやしんの取扱商品 ラインナップ

LIFE EVENT & PLANNING みやしんの取扱商品 ラインナップ



定期積金

毎月一定額を無理なく積み立て
将来の備えや目的のために



子育て応援団

金利優遇の定期積金を
子育て世帯のみなさまに



子育て応援団プラス

みやしんで児童手当をお受け取りの
お客さまには金利優遇を更に



年金定期預金

金利優遇定期預金をみやしんで
年金をお受け取りのお客さまに



年金定期積金 ALIVE

定期積金で新たな目標を みやしんで
年金をお受け取りのお客さまに



退職金定期預金 ハッピー Reターン

退職金専用金利優遇定期預金
退職金管理のスタートに



後見支援預金

家族の資産管理を考える
お客さまに



20代



30代



40代



50代



60代



70代



カーライフプラン

お車・バイクのご購入
自動車免許の取得費用などに



各種カードローン

ショッピング・冠婚葬祭・
旅行や急な出費に



住宅ローン

新築・中古・マンションなど
住宅のご購入に



フリーローン

お使い道自由のフリーローン
借入金のおまとめにも



教育カードローン

お子さまの教育資金に
ATMの利用で簡単に



新教育ローン

お子さまの授業料や
新生活資金に



無担保住宅ローン

大規模なリフォーム・
空き家の解体費用に



今、話題の投資信託も
取扱いしています!

金融庁 ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/book/>



その他各種商品を取り揃えています
お客さまのご要望に合わせた商品をご提案します

令和6年7月1日現在

中小企業の経営支援と地域活性化のための取組みについて

ビジネスコネクつじのみや地域事業者支援セミナー（全6回）

令和2年12月、富士宮信用金庫・富士宮市・富士宮商工会議所・芝川商工会の4者は、産業振興に関する連携協定を締結しました。これにより、起業・創業・事業者相談窓口として「ビジネスコネクつじのみや」が発足しました。

近年、カーボンニュートラルやDX、人材不足など企業が抱える課題は複雑で高度化しています。金融の枠を超え、地域事業者が抱える様々な問題に対応すべく、ビジネスコネクつじのみやの活動の一環として、当金庫主催による地域事業者セミナーを開催しました。



DATE	CONTENTS	
2023.10.28 土曜日 10:00～12:00	静岡県よろず支援拠点 コーディネーター 早野 智博氏	・免税業者、課税業者どちらが得か ・電子帳簿の基礎講座
2023.11.25 土曜日 10:00～12:00	キャリアコンサルタント 公認心理師 健康経営アドバイザー (株)エコキャリア代表取締役 小田 梨恵子氏	・健康経営、人的資本経営について ・従業員の心と身体の健康対策
2023.12.13 水曜日 16:00～18:00	静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点 マネージャー 石渡 和美氏 サブマネージャー 後藤 弘知氏 大企業担当 サブマネージャー 斎藤 修氏	・外部プロ人材活用 ・正規・副業・兼業活用方法 ・大企業連携活用方法
2024.01.27 土曜日 10:00～12:00	静岡県よろず支援拠点 コーディネーター 勝山 俊輔氏	・コストカットのためのITツール活用術 ・デザインツールCanva活用術 ・チャットGPTのビジネス活用術
2024.02.24 土曜日 10:00～12:00	ビジコネつじのみやコーディネーター 安川典克事務所中小企業診断士 安川 典克氏	・ものづくり補助金、事業再構築補助金申請方法 ～経営相談、創業相談の支援実績を活かし分かりやすく説明～
2024.03.23 土曜日 10:00～12:00	ビジコネつじのみやコーディネーター いろは経営相談事務所中小企業診断士 小林 昌宏氏	・事業計画書の作成方法 ～民間企業（製造業）での実務経験を活かし分かりやすく説明～

地域の中小企業へのご支援について

私たちが取巻く厳しい経営環境のなか、当金庫は営業店とお客さま相談部顧客支援課が連携して地元お取引先企業の経営改善の取組みを積極的にご支援しています。今後も地域金融機関としてお取引先企業個々の問題解決に結びつきめ細やかな取組みを行い、地域経済の活性化に向けた事業支援活動を行ってまいります。

当金庫では、企業の経営者のみなさまとともに経営計画の作成、実行に参画し、企業の技術力や将来性、財務内容等を今まで以上に的確に把握できるよう、外部支援機関等との連携体制を構築しています。

～事業性評価への取組状況～

当金庫では、お客さまの強み・課題を対話の中で共有し、事業の内容や成長の可能性を適切に評価する「事業性評価」を通じた付

加価値の高い営業により、企業や産業の成長に向けた事業支援に取り組んでいます。お客さまと共有した課題解決の方法としては、売り上げ増加などの本業支援とご融資などの金融支援があります。

事業性評価への取組み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業性評価を実施した先数	452	480	504

※令和6年3月までの累計実績

事業性評価に基づいたご融資への取組み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業性評価に基づくご融資の件数	506	557	615
事業性評価に基づくご融資の金額 (単位:百万円)	40,110	48,191	53,579

※令和6年3月までの累計実績

研修

任意参加型自主勉強会（土曜開催）

当金庫では、金融機関職員として基本的な知識の習得を目指して「任意参加型自主勉強会」を原則毎月1回土曜日の午前中に開催しております。講師は専門性の高い本部職員や外部研修を受講した職員などが務めます。

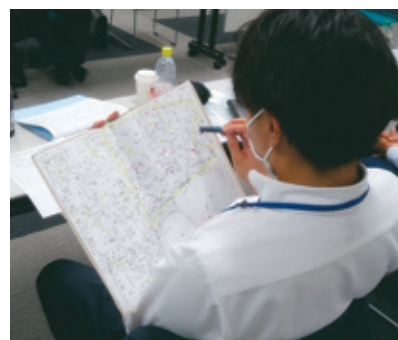
受講者は若手職員から管理職まで幅広く、それぞれが自己研鑽に努めています。

勉強会終了後は普段なかなか関わる事のない職員同士の交流の場にもなっています。



定期積金実践訓練

当金庫が誇る
伝統の研修
“定期積金実践訓練”



令和5年11月7～9日の3日間、吉原支店にて行いました。

この研修は、取引のない約100世帯を対象に3日間かけて定期積金を新規獲得するものです。目標は各々3軒300万円とし、4名の職員とサポートする班長2名で行いました。

3日間とも概ね好天に恵まれ、結果は4名合計で9軒9先768万円の獲得となりましたが、受講者は自身の営業手法を見直す貴重な機会になりました。6人の職員が訪問させていただいた全世帯のみなさま、本当にありがとうございました。

外部機関への講師派遣（金融を通じての地域への恩返し）

令和6年1月13日、富士宮商工会議所雇用対策実行委員会の取組みに賛同し、富士宮第一中学校にて行われた「キャリア教育講演会」に講師を派遣しました。

当日は「信用金庫の仕事と社会での役割」と題して、お金とは？信用金庫とは？働く意義とは？の3つの柱を中心に講義を行いました。

当金庫では地域の将来を担う小・中学生を対象に金融を通じた社会教育を地域貢献活動の一環として積極的に実施しています。



TOPICS

新入職員

緊張した面持ちの新入社員

これからの活躍に期待です

4月

入庫式



令和5年4月3日、「令和5年度入庫式」を開催し14名の新入職員が入庫しました。

新入職員のみなさん、入庫おめでとうございます。学生から社会人になる大きな人生の節目の日、はじめてのことばかりで期待と不安な気持ちでいっぱいだと思いますが、一緒にがんばりましょう。

職員の輪を大切に



7月



若手職員 BBQ 大会

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行しました。コロナ禍に入庫した若手職員に対して「部店単位で行う歓迎会も満足にしていられなかった」という理事長以下役員共通の思いをきっかけとして、入庫1～3年目の若手職員によるBBQ大会を開催。

職員が互いに親睦を図り、物怖じせずに役員を囲んで話込む姿を見て、しっかりと金融機関職員の“顔”をしていることに頼もしさを感じ、来るべく100周年に向けて“未来は明るい”と確信を持ちました。

TOPICS

地域貢献

8月



富士山一斉清掃

古来より人々を魅了し続ける霊峰富士。富士宮信用金庫は、「富士山をいつまでも美しくする会富士宮登山口支部」の会員として、私たちの誇りである富士山のその美しい自然を後世に継いでいくために、毎年一斉清掃に参加しています。



秋まつり



平成25年6月22日、「富士山」はユネスコ世界文化遺産に登録されました。富士宮まつりは、その構成資産に含まれる富士山信仰の中心地「富士山本宮浅間大社」で行われる秋季例大祭の付け祭りとして、11月3日～11月5日までの3日間をわたり開催されます。

五穀豊穣を祝い、20の氏子町内が富士山をバックに市内目抜き通りで山車や屋台を引き廻し、手踊り等を行い収穫の喜びを分かち合います。

祭りのハイライトは、別名を喧嘩囃子と呼ばれる富士宮囃子の演奏と迫力満点な競り合いです。富士宮囃子は平成7年3月20日に「静岡県無形文化財」に指定されました。

本店・神田支店・西町支店・東町支店・北支店、富士宮市内5店舗の職員が、地域貢献活動として地元の方々との祭りに参加しています。



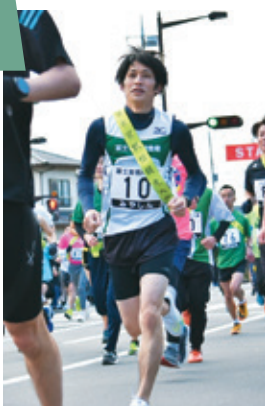
富士宮を代表する秋の恒例行事
日頃お世話になる
地域のお客さまと参加します

11月

富士宮まつり
— 秋宮 —

TOPICS

地域貢献・その他



2月

第74回 富士宮駅伝競走大会

この大会は、昭和25年に白糸の滝が全国観光百選・滝の部で百選になったことを機に、昭和26年に第1回大会が開催された市民駅伝の草分け的大会です。中学生から高校生、大学生、実業団の選手まで幅広い層のランナーが標高差370m、全長32.7kmの厳しいコースに挑みます。

富士宮信用金庫は地域貢献活動の一環として、選手やサポートメンバー以外にも、140名の職員が大会ボランティアとして参加しました。ゼッケンNo.10の富士宮信用金庫は、総合順位は181チーム中109位という素晴らしい成績を残しました。次回大会は2桁順位を目指します！

3月



第1回 役職員による食料支援

この活動は、SDGsの食品ロス減少に寄与するため、役職員が協力し各家庭に眠っている食料品（お米、乾麺、缶詰、ピン類、インスタント、レトルト食品等）を持ち寄り、支援品として寄付する取組みです。持ち寄った食料品の総重量は171.4kg！

令和6年3月7日に社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会に寄贈しました。



5月

みやしん創立90周年記念 懸賞品付定期預金 「Tomorrow（トゥモロー）」抽選会

令和6年5月10日（金）、当金庫本部みやしんホールにて「みやしん創立90周年記念懸賞品付定期預金『Tomorrow（トゥモロー）』懸賞品抽選会」を執り行いました。

この「Tomorrow（トゥモロー）」は、令和5年6月に創立90周年を迎えた当金庫が、期間限定（令和5年6月～令和6年1月）で販売した記念定期預金です。

募集総額は90周年にあやかり90億円。金利上乘せ商品にとどまらず、ノベルティの進呈、SDGs推進団体への寄付、そして懸賞品を特典とし、ご好評頂く中売りました商品です。

当日は多数の役職員や立会人の方々が見守る中、抽選箱から番号付ボールを取り出す形式で行い90本分の当選者さまを決定し、当選者さまには10,000円相当の「ギフトカタログ」をご送付いたしました。

TOPICS

その他

募金活動

役職員より総額288,000円の善意が寄せられ、令和5年12月22日に社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会へ寄付させていただきました。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地を支援するため、役職員より浄財を募り、令和6年2月1日に総額402,000円を、一般社団法人全国信用金庫協会を通じて地方公共団体および被災地域信用金庫に寄付させていただきました。



お客さまアンケート結果

みやしんお客さまアンケートを実施しました。

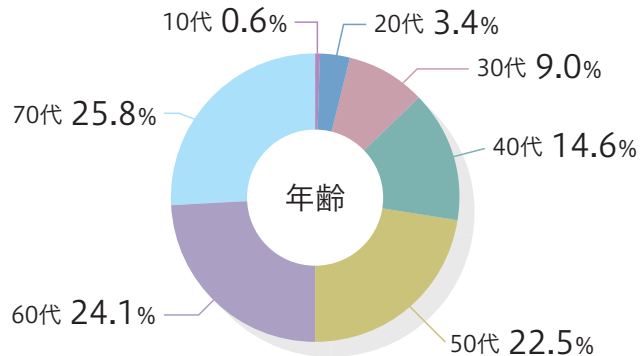
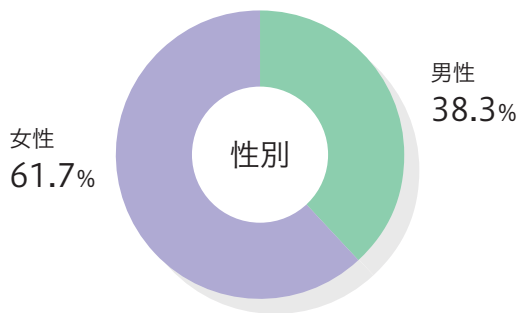
実施時期：令和5年12月1日(金)～12月29日(金)

対象：取引のある個人お客さま1,000人

アンケート内容：当金庫のイメージについて6項目

アンケート実施方法：営業店訪問先および窓口来店者に依頼

Q1 回答者の構成比



Q2 富士宮信用金庫のイメージについて、お聞かせください

アンケート項目	回答内容				
	満足	やや満足	やや不満	不満	未回答
Q1 安心してお取引いただけていますか？	75.7	21.8	2.3	0.2	0
Q2 預金・融資商品の品揃えには満足いただけていますか？	58.2	33.9	7.0	0.8	0.1
Q3 職員の金融知識および情報提供について満足いただけていますか？	69.0	27.4	3.4	0.2	0
Q4 店内は活気があり、明るい雰囲気ですか？	67.7	30.2	2.1	0	0
Q5 店舗内外は清掃・整理整頓がされており、清潔感がありますか？	71.3	27.0	1.7	0	0
Q6 言葉遣い、挨拶、電話対応等の接遇マナーはきちんとできていますか？	79.0	20.6	0.4	0	0

経営理念とビジョンを胸に刻み、お客さま目線に寄り添ったサービスの提供を心掛け、
更なる満足度向上に努めてまいります。
アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

当金庫の概要

役員一覧

令和6年7月1日現在



※1 非常勤理事の小林公一、山本英志は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 非常勤監事の本多孝士は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

当金庫のプロフィール

令和6年3月31日現在

- 創立 昭和8年6月5日
- 出資金 6億84百万円
- 会員数 19,047人
- 預金 4,069億円
- 貸出金 1,690億円
- 常勤役員数 253人
- 店舗数 19店舗

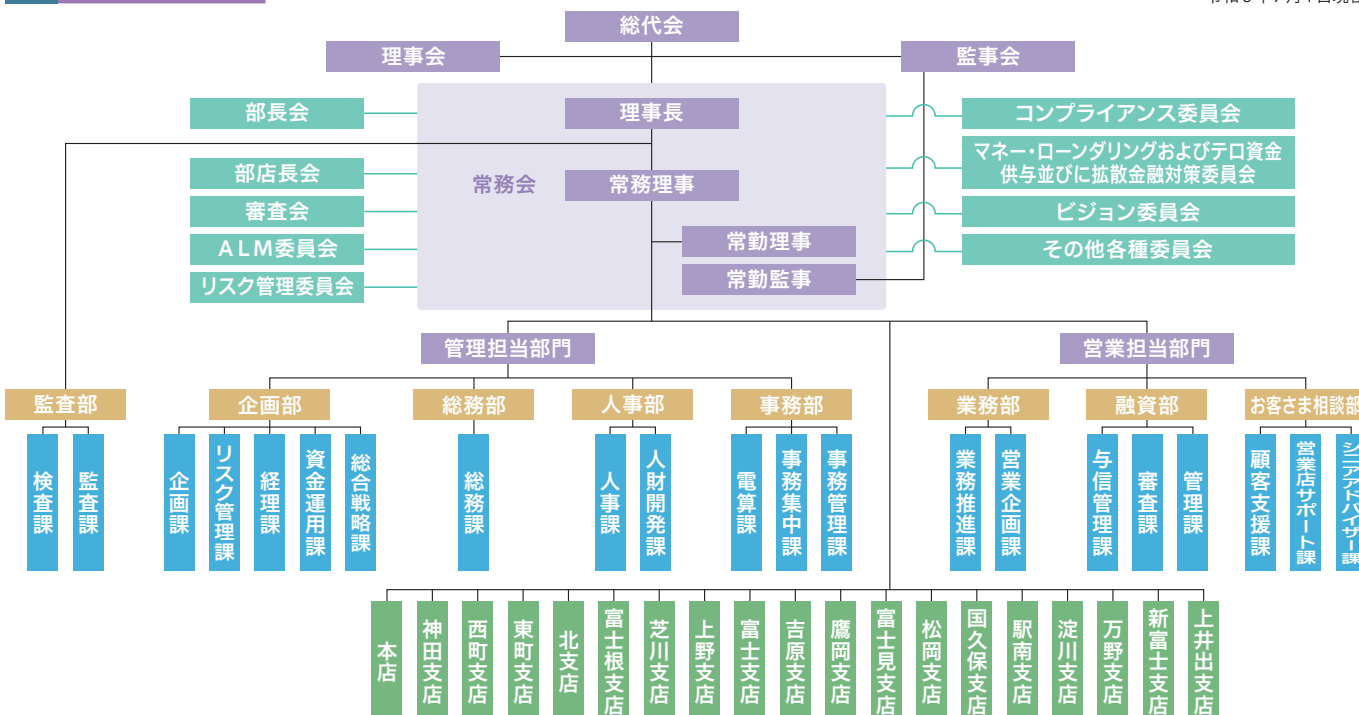
会計監査人の名称

令和6年7月1日現在

監査法人 シドー

組織図

令和6年7月1日現在

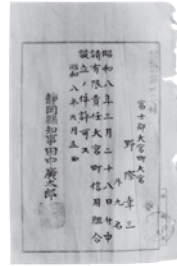


OUTLINE

当金庫の沿革

昭和

8年 (1933年)	6月	「有限責任大宮町信用組合」設立
8年 (1933年)	9月	西町出張所 (現西町支店) 開設
13年 (1938年)	4月	東町出張所 (現東町支店) 開設
17年 (1942年)	7月	市制施行により「有限責任富士宮市信用組合」に名称変更
18年 (1943年)	7月	市街地信用組合法の施行により「富士宮市信用組合」に組織変更
23年 (1948年)	5月	地区拡張認可吉原市、富士郡一円 (2町14村) を追加
23年 (1948年)	7月	富丘支所 (現北支店) 開設
25年 (1950年)	4月	中小企業等協同組合法に基づき信用協同組合に改組
25年 (1950年)	12月	預金1億円達成
26年 (1951年)	10月	信用金庫法に基づき「富士宮信用金庫」に組織変更
27年 (1952年)	8月	富士根支店開設
28年 (1953年)	2月	芝川支店開設
28年 (1953年)	2月	地区拡張認可庵原郡内房村および松野村を追加
33年 (1958年)	9月	上野支店開設
34年 (1959年)	3月	預金10億円達成
36年 (1961年)	4月	新本店 (現神田支店) 竣工、営業開始
45年 (1970年)	4月	預金100億円達成
46年 (1971年)	4月	富士支店開設
46年 (1971年)	9月	地区拡張認可庵原一円 (蒲原町、由比町) を追加
48年 (1973年)	11月	日本銀行歳入代理店の業務取扱開始 (本店)
48年 (1973年)	12月	吉原支店開設
49年 (1974年)	7月	地区拡張認可沼津市を追加
51年 (1976年)	11月	鷹岡支店開設 (店舗数10店舗となる)
53年 (1978年)	12月	預金500億円達成
54年 (1979年)	3月	新本部建物で業務開始
55年 (1980年)	4月	新本店営業開始、神田支店開設
55年 (1980年)	9月	富士見支店開設
57年 (1982年)	6月	松岡支店開設
58年 (1983年)	6月	地区拡張認可清水市を追加
59年 (1984年)	9月	国久保支店開設
60年 (1985年)	10月	駅南支店開設
60年 (1985年)	11月	淀川支店開設
61年 (1986年)	6月	地区拡張認可山梨県南巨摩郡富沢町、南部町を追加
61年 (1986年)	9月	預金1,000億円達成
62年 (1987年)	10月	万野支店開設



設立許可証



有限責任大宮町信用組合

平成

2年 (1990年)	11月	新富士支店開設
4年 (1992年)	8月	中里支店開設
6年 (1994年)	9月	財団法人みやしん地域振興協力基金を設立
7年 (1995年)	7月	集中倉庫竣工 (駅南支店隣接地)
10年 (1998年)	3月	預金2,000億円達成
10年 (1998年)	4月	上井出支店開設 (店舗数20店舗となる)
13年 (2001年)	4月	損害保険募集業務取扱開始
13年 (2001年)	10月	投資信託の窓口販売開始
13年 (2001年)	10月	イオンモール富士宮にATMを設置
15年 (2003年)	4月	生命保険の窓口販売開始
15年 (2003年)	6月	個人向け利付国債の取扱開始
16年 (2004年)	11月	富士根支店移転営業開始
22年 (2010年)	3月	富士見支店移転営業開始
23年 (2011年)	2月	鷹岡支店移転営業開始
25年 (2013年)	3月	吉原支店移転営業開始
25年 (2013年)	5月	芝川支店移転営業開始
26年 (2014年)	5月	がん保険、医療保険、標準傷害保険の取扱開始
27年 (2015年)	2月	「みやしんサポート相談室 (みやサポ)」を神田支店3階に開設
27年 (2015年)	6月	「みやしんお客さま相談プラザ」を北支店に併設
28年 (2016年)	3月	預金3,000億円達成
29年 (2017年)	8月	後見支援預金の取扱開始
29年 (2017年)	10月	信託契約代理業の取扱開始
30年 (2018年)	4月	東町支店新店舗で営業開始
31年 (2019年)	4月	「みやしんサポート相談室 (みやサポ)」を「みやしんお客さま相談プラザ」に移転

令和

元年 (2019年)	11月	静岡県東部4信金「共同SDGs宣言」の公表
元年 (2019年)	12月	中里支店廃止 (吉原支店に統合)
3年 (2021年)	10月	富士宮市役所にATMを設置
5年 (2023年)	5月	(株)スーパーオギノ富士宮弓沢店 (アクロスプラザ富士宮) にATMを設置
6年 (2024年)	3月	預金4,000億円達成



富士宮信用金庫 金庫章 (みやしんマーク)

創立50周年記念事業の一環として職員より新金庫章のデザインを募集し、昭和58年4月15日に制定されました。みやしんの頭文字“M”で日本一の富士山を、“S”でその広い裾野を表し、未来に向かって裾野金融に徹し、躍進を続ける富士宮信用金庫の姿を、そびえたつ富士で表現しています。赤色は情熱 (太陽)、青色は若さ、白色は誠実 (清潔) を表し、これを囲んだ丸は団結と協調を示しています。

総代会

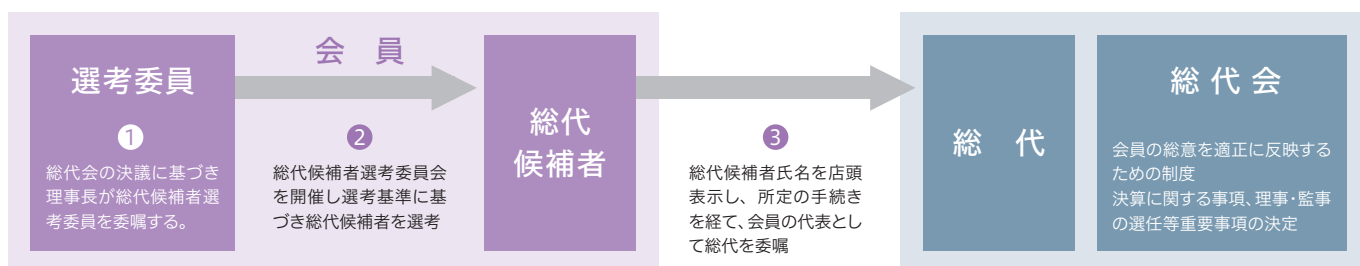
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加していただくこととなりますが、当金庫では会員数が多いため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

総代会は決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

また当金庫では、総代会以外にも総代懇談会の開催、ご意見箱の店頭設置、役職員による訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会の仕組み



総代と選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は

70人以上100人以内です。

〔当金庫の営業地区を10区の選任区域に分け、各選任区域の総代の定数は会員数に応じて定められています。〕

総代の定年は総代選任規程にて70歳となっております。

〔ただし、平成19年7月15日以降新たに選任された総代より適用〕

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

2 総代候補者選考委員が選考委員会を開催し、総代候補者を選考する。

3 選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

総代候補者の選考基準

当金庫の会員であること。

地域において信望が厚く、総代として相応しい人であること。

金庫の理念をよく理解し、金庫に対する協力者であること。

第92期総代会の決議事項等

第92期通常総代会において、次の事項が報告ならびに決議され、それぞれ原案どおり承認されました。

1. 報告事項

・第92期（令和5年4月1日から令和6年3月31日）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

〈第1号議案〉 第92期剰余金処分案承認の件
 〈第2号議案〉 役員賞与支給の件
 〈第3号議案〉 会計監査人選任の件
 〈第4号議案〉 会員の法定脱退（除名）承認の件
 〈第5号議案〉 総代選任に係る総代選考委員選任の件
 〈第6号議案〉 理事1名退任につき1名選任の件
 〈第7号議案〉 退任理事および監事に対する退職慰労金贈呈の件

総代のお名前

令和6年7月15日現在

区分	店舗名	総代数	総代氏名	合計
1区	本店	4	井出定雄⑧・早川信義⑥・木内賢治④・望月陵文①	10
	万野支店	6	赤池常良⑫・望月賢二⑧・川口照男⑦・赤池勝周⑥・鈴木義人⑤・柴田孝①	
2区	神田支店	6	小泉芳民⑩・関澤新一②・石田寛之①・佐野元産①・藤原信①・望月浩幸①	6
3区	西町支店	7	竹内昭八⑫・井上一彦⑤・遠藤次郎⑤・篠原徹③・矢部充啓③・佐野剛史②・渡邊浩正②	7
4区	東町支店	5	渡邊和憲⑩・鈴木孝昌⑦・加茂聡子③・石川明洋①・松原勇人①	14
	富士見支店	5	河原崎信幸⑪・佐野充⑩・小林召二⑨・高崎尚紀⑥・三井康秀②	
	駅南支店	4	篠原松太郎⑩・芦澤盛二⑦・渡邊一弘③・三澤啓介②	
5区	北支店	7	遠藤壽男⑧・後藤寛司⑥・小林一天⑤・石川信之④・佐野力也④・西川達夫②・吉田弘宣②	13
	淀川支店	6	黒松健太郎⑦・若林眞治⑦・高木信周④・橘正人④・佐野克弥③・浅井大志②	
6区	富士根支店	8	石川久男⑫・鈴木宏明④・市川行利③・後藤修一③・佐野匡哉②・望月史生②・横山速人①・渡邊智司①	8
7区	芝川支店	6	増田秀次⑪・芦澤健太郎⑦・後藤裕史③・四條博司③・佐野裕康①・寺西隆①	6
8区	上野支店	4	渡會眞勝⑩・清功⑦・清信一②・井出俊輔①	7
	上井出支店	3	渡邊一敏⑨・竹川満康⑧・竹川将樹②	
9区	富士支店	3	佐野一⑦・田村洋⑥・西川泰彦⑤	14
	鷹岡支店	6	前嶋一及⑬・小長井徹⑫・佐野寛④・小林哲也③・山梨祐介①・渡邊俊①	
	松岡支店	3	北條雅洋⑩・望月幸男⑨・石切山好行④	
10区	新富士支店	2	川久雅弘⑦・植田昌明⑥	12
	吉原支店	9	窪田誠⑩・田口一政⑨・一ツ山繁⑧・井出直樹⑦・小長谷良和⑦・渡邊芳郎⑥・石原臣哉②・滝口陽子①・平野真①	
	国久保支店	3	井出正則⑫・志田直史④・石川雅博③	
合計		97		97

(注) 氏名右側の数字は就任回数 敬称略 就任回数順

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人代表者等役員91%、個人事業主9%

年代別：70代以上35%、60代28%、50代24%、40代13%

業種別：製造業32%、卸売・小売業24%、サービス業12%、建設業15%、不動産業5%、その他12%

※業種別の構成比は法人役員、個人事業主に限る

店舗および店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

営業地区 (令和6年7月1日現在)

静岡県 富士宮市、富士市、沼津市 (旧田方郡戸田村を除く)、静岡市清水区

山梨県 南巨摩郡南部町

店舗のご案内 (令和6年7月1日現在)

金融機関コード 1507

店番	店舗	所在地	TEL	FAX
11	本店	〒418-0064 富士宮市元城町31番15号	0544 (23) 3111	0544 (26) 0343
1	神田支店	〒418-0066 富士宮市大宮町3番14号	0544 (27) 3321	0544 (26) 0149
2	西町支店	〒418-0056 富士宮市西町26番14号	0544 (26) 5194	0544 (26) 0319
3	東町支店	〒418-0077 富士宮市東町11番3号	0544 (26) 8194	0544 (26) 0322
4	北支店	〒418-0054 富士宮市光町7番7号	0544 (27) 5141	0544 (26) 0324
5	富士根支店	〒418-0022 富士宮市小泉467番地の9	0544 (27) 2826	0544 (26) 0327
6	芝川支店	〒419-0315 富士宮市長貫1105番地の7	0544 (65) 1151	0544 (65) 2377
7	上野支店	〒418-0114 富士宮市下条307番地の3	0544 (58) 1211	0544 (58) 3473
12	富士見支店	〒418-0014 富士宮市富士見ヶ丘463番地の1	0544 (23) 1811	0544 (26) 0328
15	駅南支店	〒418-0075 富士宮市田中町930番地の4	0544 (24) 4111	0544 (26) 0329
16	淀川支店	〒418-0041 富士宮市淀川町35番16号	0544 (24) 8111	0544 (26) 0339
17	万野支店	〒418-0001 富士宮市万野原新田3072番地の6	0544 (26) 1111	0544 (26) 1114
20	上井出支店	〒418-0103 富士宮市上井出34番地の3	0544 (54) 3333	0544 (54) 3335
	本	〒418-8686 富士宮市元城町31番15号	0544 (23) 3120	0544 (23) 6222
	みやしんお客さま相談プラザ	〒418-0054 富士宮市光町7番7号 (北支店1F)	0544 (23) 3163	
	みやしんサポート相談室	〒418-0054 富士宮市光町7番7号 (北支店1F)	0544 (27) 3344	0544 (27) 3367
8	富士支店	〒416-0907 富士市中島392番地の8	0545 (61) 7741	0545 (61) 3148
9	吉原支店	〒417-0052 富士市中央町3丁目12番5号	0545 (51) 8111	0545 (51) 0090
10	鷹岡支店	〒419-0202 富士市久沢849番地の1	0545 (71) 9111	0545 (71) 9882
13	松岡支店	〒416-0909 富士市松岡1163番地の2	0545 (61) 5522	0545 (61) 3169
14	国久保支店	〒417-0061 富士市伝法2046番地の3	0545 (53) 5311	0545 (51) 2696
18	新富士支店	〒416-0944 富士市横割6丁目6番23号	0545 (62) 5911	0545 (62) 6866

店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内 (令和6年7月1日現在)

- イオンモール富士宮 (ATM)
 - 富士宮市役所 (ATM)
 - オギノ富士宮弓沢店 (ATM)
 - JR名古屋セントラルタワーズ (ATM)
 - JR名古屋セントラルタワーズスカイシャトル (ATM)
- ※ATMとは現金自動預金・支払機の略称です。
 ※●は当金庫設置のATM、●は他金融機関との共同設置ATMです。

- ATMは土曜日、日曜日、祝日もご利用いただけます。(富士宮市役所ATMは除く)
- 当金庫の店舗内ATM、イオンモール富士宮ATMおよび富士宮市役所ATM、オギノ富士宮弓沢店ATMでの、当金庫発行のキャッシュカードによるお預入れ、お引き出し、残高照会、記帳に係る手数料は無料です。

店舗内ATMのご利用時間

設置場所	平日	土曜日	日曜日・祝日
各店店舗内	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00

店舗外ATMのご利用時間

設置場所	平日	土曜日	日曜日・祝日
イオンモール富士宮	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
富士宮市役所	8:30 ~ 18:00	—	—
オギノ富士宮弓沢店	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00

- コンビニATMや提携金融機関のATMにおける手数料は所定のATM手数料がかかります。
- 他金融機関発行カードやクレジットカードについては所定のATM手数料がかかります。



主な手数料一覧

令和6年7月1日現在
(手数料には消費税が含まれています)

■ 当金庫のATM利用手数料

曜日	取扱時間	当金庫カードご利用の場合
平日	8:00～20:00	無料
土曜日	8:00～20:00	無料
日曜・祝日	8:00～20:00	無料

(注)店舗外キャッシュサービスコーナーの取扱時間は異なります。

■ 振込手数料

種類	金額	当金庫本支店宛		他金融機関宛
		同一店内	他店	
窓口扱	3万円未満	220円	330円	660円
	3万円以上	440円	550円	880円
文書扱	3万円未満	—	—	660円
	3万円以上	—	—	880円
自動機 キャッシュカード扱	3万円未満	110円	110円	385円
	3万円以上	330円	330円	550円
自動機 現金扱	3万円未満	110円	220円	440円
	3万円以上	330円	440円	660円
WEBバンキング (個人)	3万円未満	無料	110円	275円
	3万円以上	無料	220円	330円
その他 EBサービス	3万円未満	無料	110円	385円
	3万円以上	無料	330円	550円
送金振込組戻手数料	1件(1枚)につき			1,100円

(注)自動機扱とは、ATMからの振込・為替自動振込を対象とします。
 その他EBサービスとは、WEBバンキング(法人・個人事業主)およびHBサービス、FBサービス、WEB-FBサービスです。
 (注)目が不自由なお客さまの窓口振込の手数料はATM手数料と同額になります。
 (注)自動機扱での現金振込は10万円までです。

■ 当座預金関連手数料

	令和6年 8月迄	令和6年 9月以降	
署名判印刷 サービス	登録料	5,500円	5,500円
	小切手帳(1冊50枚綴)	1,210円	5,500円
	約束手形帳(1冊50枚綴)	1,210円	5,500円
	為替手形帳(1冊50枚綴)	1,210円	5,500円
小切手帳 (1冊50枚綴)	1,100円	5,500円	
約束手形帳 (1冊50枚綴)	1,100円	5,500円	
為替手形帳 (1冊50枚綴)	1,100円	5,500円	
自己宛小切手帳 (1枚)	550円	550円	

■ 両替・硬貨入出金手数料 (1件あたりの手数料金額(消費税込))

取扱区分	紙幣・硬貨合計枚数	金額		
両替機 ※1 9:00～15:00	1～49枚	無料		
	50～500枚	300円		
	501～1,000枚	500円		
	1,001～1,500枚	800円		
	紙幣については1回の両替枚数は200枚までとなります			
取扱区分	紙幣・硬貨合計枚数	両替	硬貨入金	硬貨出金
窓口両替 硬貨入出金 ※2	1～49枚	無料		
	50～500枚	550円	無料	550円
	501～1,000枚	1,100円		
	1,001～1,500枚	1,650円		
	1,501～2,000枚	2,200円		
以降、500枚ごとに550円を加算した金額となります				

※1 両替機での両替手数料のお支払は、100円硬貨のみのお取扱となります。
 ※2 窓口の場合、両替枚数は持参または交付の多いほうとし、同数の場合はその枚数となります。
 ・同一のお客さまから一営業日中に複数枚の両替依頼あるいは複数回に分割して両替のご依頼をお受けした場合には、それぞれの枚数を合算して手数料をご請求させていただきます。
 ・営業係によるお取扱いも対象となります。

〈無料となるお取扱い〉

以下の窓口両替・硬貨入出金は、無料でお取扱いします。
 ・記念硬貨の交換
 ・給与支払いのために行う金種指定の出金
 ・PTA、町内会費、自治会費、学校関係、募金、義援金、寄付金等の入金

■ 融資関連手数料

不動産 担保関係	極度額・債権額5千万円超(新規設定)	55,000円					
	極度額・債権額5千万円以下(新規設定)	33,000円					
	住宅ローン事務手数料(新規設定)	50,600円					
	債務者の変更	33,000円					
証書貸付 関係	極度額変更・担保物件変更 順位変更・一部解除 追加担保設定・全部解除(根抵当権のみ)	22,000円					
	住宅ローン	<table border="1"> <tr> <td>繰上返済又は一部返済</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件変更</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>固定金利選択(固定金利継続)</td> <td>5,500円</td> </tr> </table>	繰上返済又は一部返済	11,000円	貸出条件変更	11,000円	固定金利選択(固定金利継続)
繰上返済又は一部返済	11,000円						
貸出条件変更	11,000円						
固定金利選択(固定金利継続)	5,500円						
当座貸越 関係	消費資金	<table border="1"> <tr> <td>繰上返済又は一部返済</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件変更</td> <td>3,300円</td> </tr> </table>	繰上返済又は一部返済	3,300円	貸出条件変更	3,300円	
	繰上返済又は一部返済	3,300円					
	貸出条件変更	3,300円					
事業資金	<table border="1"> <tr> <td>繰上返済又は一部返済注1</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>証書貸付期限前 繰上げ返済注2</td> <td>別途算式</td> </tr> <tr> <td>貸出条件変更</td> <td>22,000円</td> </tr> </table>	繰上返済又は一部返済注1	22,000円	証書貸付期限前 繰上げ返済注2	別途算式	貸出条件変更	22,000円
繰上返済又は一部返済注1	22,000円						
証書貸付期限前 繰上げ返済注2	別途算式						
貸出条件変更	22,000円						
その他の 融資関係	事業性	貸出条件変更 22,000円					
融資証明書発行手数料(1通)	債務者の変更 (不動産登記以外の変更)	33,000円					
	保証人の変更	33,000円					
融資証明書発行手数料(1通)		2,200円					

注1 別に定める特約書「期限前繰上げ返済手数料」を徴求する場合は除きます。

注2 別に定める特約書「期限前繰上げ返済手数料」徴求済の先です。

* 金利変更のみの場合(住宅ローン除く)、個別預金担保の融資に係るもの、繰上げ返済時の残高50万円未満、相続人・連帯保証人からの全部又は一部弁済、契約書に繰上げ返済手数料の記載のないもの、増額を伴う既住貨の繰上げ返済は手数料不要です。

■ 代金取立手数料

電子交換所	即時入金可能な手形・小切手等(※1)	—
	期日管理が必要な手形・先日付小切手等(※1)(1枚につき)	660円
個別取立(※2)	電子交換所不参加行宛(1通につき)	1,100円
不渡手形返却料	1通につき	1,100円
取立手形組戻料	1通につき	1,100円

※1 お客さまのご依頼により、当金庫が期日管理して取立手続きを行う場合にお支払いいただきます。お客さまの口座に即時入金となるものは無料です。

※2 電子交換所に参加しない金融機関を支払場所とする手形・小切手など郵送対応が必要なものには手数料をいただきます。

■ その他の各種手数料

項目	単位	料金
ICキャッシュカード発行手数料	1枚	1,100円
CDカード・ICキャッシュカード・ローンカード再発行手数料	1枚	1,100円
通帳・証書再発行手数料	1通	1,100円
当金庫指定書式による残高証明書発行手数料	1通	550円
その他の書式による残高証明書発行手数料 (住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書は除く)	1通	1,100円
取引履歴発行手数料 (預金取引明細票・融資取引明細票・当座勘定照合表)	10枚毎	220円
個人情報開示手数料	1件	880円
夜間金庫使用料	月間	4,400円
貸金庫使用料	年間	13,200円
未利用口座管理手数料 (令和5年5月1日以降新規開設口座)	年間	1,320円

100周年に向けて カウントダウン!

昭和8(1933)年6月5日、「有限責任大宮町信用組合」として設立された富士宮信用金庫は、創立91年目を迎えることができました。

昭和4(1929)年、世界恐慌が起きると日本は瞬く間にその波に飲み込まれ、経済は深刻な状況下にありました。また、当時の富士宮市は、昭和7年4月21日に発生し約1200戸を全焼した未曾有の大火事「大宮町大火」、さらに同年6月と11月に襲来した2度の大暴風雨によって、住民は極度の苦境に立たされていました。

災害からの復興と富士郡大宮町一体の産業や人々の生活を守るため、信用組合の設立をめざして東奔西走する10人の有志たちによって、当金庫の前身「有限責任大宮町信用組合」が設立されました。

その後の太平洋戦争、様々な経済危機ならびに昨今のコロナ禍を乗り越えてこられたのは、先人の堅実な経営と地域のみなさまに大いに支えていただいたからです。順風で無かったからこそ、歴史の中から何か一つでも教訓を得、それを後世に伝えていかなければなりません。富士宮信用金庫は、歴史と共に将来に亘って地域に欠かせない存在としてあり続けなければなりません。また、社会が持続可能な在り方へ変化していく中で、次の創立100周年に向け、私たちの在り方も過去を超え、進化したものである必要があります。

地域社会の未来に貢献できるよう、お客さまと強固な信頼の絆でつながり、役職員が一致団結して新しい富士宮信用金庫の歴史を地域のみなさまと共創してまいります。



神田支店



西町支店

「みやしんの現状 DISCLOSURE 2024【資料編】の閲覧に係るご案内」

ディスクロージャー誌のうち、計数等の資料等につきましては「資料編」として当金庫のホームページに掲載しております。閲覧を希望されるお客さまは、右記のホームページよりご高覧ください。

なお、インターネットの操作がわからないお客さま、インターネットに接続できる電子機器(パソコン、スマートフォン等)をお持ちでないお客さまについては、別途ご案内致しますので、お近くの店舗窓口までお申し出ください。



みやしんホームページ
ディスクロージャー